

○江南丹羽環境管理組合の条例の準用に関する条例

〔 昭和 50 年 11 月 17 日 〕
〔 条 例 第 8 号 〕

改正	昭和 56 年 10 月 1 日	条例第 7 号	平成 15 年 3 月 17 日	条例第 1 号
	昭和 57 年 3 月 31 日	条例第 1 号	平成 28 年 8 月 4 日	条例第 2 号
	昭和 59 年 10 月 3 日	条例第 2 号	令和元年 11 月 1 日	条例第 2 号
	平成 元年 2 月 21 日	条例第 3 号	令和 5 年 2 月 22 日	条例第 1 号
	平成 13 年 7 月 19 日	条例第 2 号		

江南丹羽環境管理組合の条例は、当該組合の定めるものを除くほか、次の各号に掲げる江南市の条例を準用するものとする。

- (1) 江南市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 43 年江南市条例第 3 号）
- (2) 江南市職員の分限の手續き及び効果に関する条例（昭和 30 年江南市条例第 18 号）
- (3) 江南市職員の懲戒の手續き及び効果に関する条例（昭和 30 年江南市条例第 19 号）
- (4) 江南市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和 30 年江南市条例第 17 号）
- (5) 江南市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 30 年江南市条例第 20 号）
- (6) 江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年江南市条例第 2 号）
- (7) 江南市職員の給与に関する条例（昭和 30 年江南市条例第 5 号）
- (8) 江南市職員の旅費に関する条例（昭和 30 年江南市条例第 6 号）
- (9) 江南市職員退職手当支給条例（昭和 38 年江南市条例第 3 号）
- (10) 江南市職員の定年等に関する条例（昭和 59 年江南市条例第 1 号）
- (11) 江南市職員の退職管理に関する条例（平成 28 年江南市条例第 5 号）
- (12) 江南市職員の降給に関する条例（平成 28 年江南市条例第 6 号）
- (13) 江南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年江南市条例第 27 号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 56 年 10 月 1 日条例第 7 号）

この条例は、昭和 56 年 10 月 11 日から施行する。

附 則（昭和 57 年 3 月 31 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 59 年 10 月 3 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年 2 月 21 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 13 年 7 月 19 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 17 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 8 月 4 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 11 月 1 日条例第 2 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 22 日条例第 1 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。